

今後の活動を継続し更に充実させていくためには、これからも皆様のご支援が欠かせません。また、ご支援（寄附金）に税制上の優遇措置が受けられます。

お預かりしたご寄付は、楽器の購入や修理、遠征時の交通費など、対馬ユースウインドアンサンブルと対馬キッズサウンドクラブの活動に活用させていただきます。

ご賛同いただける皆様からのご支援をお願い申し上げます。



#### [寄付者に対する税制上の優遇措置]

##### ○寄付者が個人の場合

寄付した個人の所得税の計算において、寄附金控除（所得控除）か税額控除のいずれかを選択することができます。

→確定申告が必要です。

また、個人住民税（地方税）の計算においても適用されます。

（所得税の確定申告を行う方は住民税の申告は不要です。）

<例>年取300万円の方が、個人会員1口（5,000円）ご寄付の場合

所得税  $(5,000円 - 2,000円) \times 40\% = 1,200円$

個人住民税  $(5,000円 - 2,000円) \times 10\% = 300円$

合計1,500円が還付されます。

##### ○寄付者が法人の場合

寄付した法人税の計算において、一般寄附金の損金算入限度額に加え、別枠の損金算入限度額が設けられており、その範囲内で損金算入が認められます。

##### ○相続人が寄附する場合

寄付した人の相続税の計算において、その寄付した財産の価格は、相続税の課税対象から除かれます。

<例>3億円の相続のうち1億円を寄付した場合、2億円が相続税の課税対象

## ～ご寄付連絡票～

下記の連絡票の必要事項を記入し、FAXまたはメールにて申込書をお送りください。入金の確認ができ次第、寄附金受領証明書をお送りいたします。

#### 《振込先》

十八親和銀行 大村中央支店 普通預金 5009338

口座名：ニンテイトクテイヒエイリカッドウハウジン

ナガサキオオムラシツナイガッソウダン

フリガナ

氏名

電話番号

住所

金額

備考

寄付のお申込み・お問い合わせ先

認定特定非営利活動法人 長崎OMURA室内合奏団 事務局

〒856-0820 長崎県大村市協和町703-1 TEL 0957-47-6537

FAX : 0957-47-6538

MAIL : jimukyoku@omurace.or.jp